

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

竹の郷

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(松山市指定 第 3890101300 号)

当事業は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援、要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1.	事業の概要	2
2.	運営方針	3
3.	当事業所が提供するサービス	3
4.	サービス利用料金及び支払い方法	4
5.	サービス提供に関する相談・苦情の受付	5
6.	協力医療機関、協力施設等	5
7.	事故発生時の対応	6
8.	非常火災時の対応	6
9.	秘密保持と個人情報の保護について	6
10.	運営推進会議の設置	6
11.	サービス利用にあたっての留意事項	7

1. 事業の概要

(1) 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 瀬戸福慈会
所在地	愛媛県松山市太山寺町1470番地
代表者名	三好 諄
電話番号	089-979-7781
FAX番号	089-979-7791

(2) 事業所の概要

事業所名	小規模多機能型居宅介護 竹の郷
所在地	愛媛県松山市太山寺町1470番地
管理者名	矢野 洋斗
電話番号	089-979-7783
FAX番号	089-979-7793
事業所番号	3890101300

(3) 当事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	兼務の職種	業務内容
管理者	1名兼務		介護従事者	業務内容の調整
計画作成者 担当者	1名兼務		介護従事者	サービスの調整 相談業務
介護従事者	9名	1名	内1名管理者と兼務	日常生活における介護 相談業務
看護従事者	1名			健康チェック等医療業務

職員の勤務体制	早出 (8:00~17:00)	7.75時間勤務
	日勤 (8:30~17:30)	7.75時間勤務
	日勤 (9:00~18:00)	7.75時間勤務
	遅出 (10:00~19:00)	7.75時間勤務
	夜勤 (18:30~0:00)	5.5時間勤務
	夜勤明け(0:00~8:30)	5.5時間勤務
	早出 (8:00~17:00)	8時間勤務
	日勤 (8:30~17:30)	8時間勤務
	日勤 (9:00~18:00)	8時間勤務
	遅出 (9:30~18:30)	8時間勤務

(4) 当事業所の設備の概要

建物	構造	鉄筋造平屋建
	延床面積	478.98m ²
宿泊室	部屋数	9 室
	1室当たりの面積	15m ² (平均値)
利用定員	登録定員	25名
	通い利用定員	15名/日
	宿泊利用定員	9 名/日

2. 当施設の特徴等

基本理念	・住み慣れた地域の中で、その人らしく、笑顔のある暮らしを支えます。(管理者・職員は、家族とともにその人が、住み慣れた地域の中で、如何にすれば安心して、その人らしい生き方・暮らし方ができるかを考え、継続的に支援できるよう取り組んでいきます。)
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。 ・利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊を柔軟に組み合わせることによりサービスを提供します。 ・地域住民との交流や地域活動への参加を図ることで、連携及び協力を図り、交流を深めていきます。 ・居宅サービス事業者や他の保険医療機関との密接な連携を図り、サービスを提供します。 ・利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を立て、計画的に行います。

3. 当事業所が提供するサービス

サービスの種類	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	
通いサービス	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。 ・食事サービスの利用は任意です。
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴または清拭を行います。 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・入浴サービスの利用は任意です。
	排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	機能訓練	・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。
	健康チェック	・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
	送迎	・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気含む)は無償で使用させていただきます。
宿泊サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・介護記録を閲覧したい場合は、事務所にご連絡ください。

4. サービス利用料金及び支払い方法

(1) サービス利用料

介護保険法で定められた利用者1割負担金(1ヶ月単位の費用)と食事代や宿泊費(適宜)等が必要となります。(2割負担該当の方は2倍の金額になります。)

介護度	利用料金1割負担(月額)
要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,2069円

加算について

加算の種類	加算内容	1割負担料金
初期加算	利用開始日から30日間	30円/日
認知症加算 III	日常生活自立度Ⅲ、Ⅳまたは、Mに該当する者に加算	760円/月
認知症加算 IV	要介護2である者で日常生活自立度のランクⅡに該当する者に加算	460円/月
看護職員配置加算 I	正看護師を1名以上常勤配置されている場合	900円/月
総合マネジメント体制強化加算 II	小規模多機能居宅介護計画の見直しを看護師、介護職協働で見直しを行っている。	800円/月
サービス体制強化加算 II	介護職員常勤換算総数に対して介護福祉士が50%以上勤務している。	640円/月
介護職員処遇改善加算 II	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	14.6%

上記以外の費用

項目	細目	費用
食費	朝食	400円
	昼食	520円
	夕食	520円
宿泊費	一泊	1,970円
その他	外食や喫茶、買い物、趣味のクラブ活動材料費及びオムツ代は実費をご負担いただきます。(オムツ、パッド等のご持参が基本です。)	

*利用回数やサービスの組み合わせに制限はありませんが、利用回数が少なくてもお支払いは介護度別の定額となります。ただし、月途中で利用開始した場合は日割り計算となります。

(2) 利用料のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の始めに請求書をお送りします。
以下のいずれかの方法により指定日までにお支払いをお願いします。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 指定口座への振り込み
- ③ 口座からの自動引き落とし

5. サービス提供に関する相談・苦情の受付

相談・苦情窓口	担当者	久西 宏之
	電話番号	089-979-7783
	FAX番号	089-979-7793
	受付時間	9:00~18:00
苦情処理体制	<p>*苦情処理フロー 利用者 ⇒ 職員 ⇒ 苦情担当者 久西宏之 ⇒ 事業所内部で検討 ⇒ 事業所内に苦情内容及びその解決方法を掲示 ⇒ 利用者に報告</p> <p>*その他 当事業者以外に、お住まいの市町村及び愛媛県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。</p> <p>松山市役所 福祉推進部 指導監査課 介護事業者指定・指導担当 8:30~17:15 所在地 愛媛県松山市二番町4丁目7-2 電話番号 089-948-6968 FAX番号 089-934-1763 愛媛県国民健康保険団体連合会 8:30~17:15 所在地 愛媛県松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8700 FAX番号 089-965-3800 愛媛県社会福祉協議会 救ビット委員会 9:00~12:00 所在地 愛媛県松山市持田町3丁目8-15 電話番号 089-998-3477</p>	

6. 協力医療機関、協力施設等

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<p>〈協力医療機関〉 三好整形外科医院 松山市小川甲82番地 089-994-7111 和気クリニック 松山市太山寺町1117-1 089-978-2121 〈協力歯科医院〉 太山寺歯科医院 松山市太山寺町1155-1</p>

7. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急措置、医療機関の搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の為の対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動と損害賠償保険契約を結んでおります。)

8. 非常災害時に対応

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。事業所内には火災報知器、スプリンクラー、消火器等設置しております。非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

また事業者は、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最低限の範囲内で使用、提供、収集します。

- ・ 利用者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ・ 利用者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画が医療サービスの利用を希望している場合及び、主治医の意見を求める必要がある場合。
- ・ 利用者の容態の変化に伴い、緊急連絡を必要とする場合など。
*個人情報の使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けするため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、松山市担当者、地域包括支援センター職員、小規模多機能居宅介護について知見を有する者等
開催：隔月で開催。
議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11. サービス利用にあたっての留意点

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 事業所内の設備や機器は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・ 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

12. 虐待の防止のための措置

事業者は虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- ・ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分周知する。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備する。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ・ 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

13. 第三者評価の実施状況

- ・ 年1回運営推進会議にて実施

令和7年 1月、3月の運営推進会議に評価をいただき提示している。

令和 年 月 日

指定小規模多機能居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地 愛媛県松山市太山寺町1470番地
法人名 社会福祉法人 瀬戸福慈会
小規模多機能居宅介護 竹の郷
代表者 理事長 三好 諄 (印)
説明者氏名 (印)

私は、本書面により、事業者から小規模多機能居宅介護について重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 (印)

代理人 住所

氏名 (印)